

広島県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町市飯田字中畝九二二番一地从先から 東広島市黒瀬町市飯田字中畝九二〇番一五地先まで		一三・一〇 一五・七〇		二・三〇	
	一三・一〇				幅員減少 不用物件延長 二・三〇メートル